

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案の概要

背景

過去(廃棄物処理法の平成9年改正法施行前)に不適正処分された産業廃棄物

- ・生活環境の保全上の支障が長期間にわたって発生
- ・産業廃棄物に関する不信感の象徴であり、循環型社会の形成の阻害要因

時限法による財政支援等により、早期に問題解決を図る必要

基本方針の策定(環境大臣)

平成24年度までの間に支障の除去等を計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を策定

- ・環境大臣は、関係行政機関の長に協議

実施計画の策定(都道府県又は保健所設置市)

基本方針に即して、当該都道府県等の区域内における支障の除去等の実施に関する計画を策定

- ・都道府県等の環境審議会及び関係市町村の意見を聴取
- ・環境大臣に対して協議(環境大臣は同意の際に総務大臣に協議)

特定支障除去等事業の実施

都道府県等が実施計画に基づく支障除去等事業について、自ら支障の除去等を実施

特定支障除去等事業に要する費用について国庫補助

都道府県等の負担分について、地方債の起債特例